

事例番号:350016

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第七部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日

0:50 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 2 日

1:03- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈を頻繁に認める

3:03 頃- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈と遷延一過性徐脈を繰り返し認める

3:22 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の消失を伴った高度徐脈を認める

3:57 回旋異常と胎児機能不全のため帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯巻絡あり(頸部にきつく 1 回)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 2 日

(2) 出生時体重:3300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.42、BE -3.0mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 生後 72 分の静脈血ガス分析で pH 6.51、BE -22.4

重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 6 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常があり低酸素性虚血性

脳症の所見

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性が高い。

(3) 胎児は、妊娠 39 週 2 日の分娩第 I 期の終わり頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)**

**1) 妊娠経過**

妊娠中の管理は一般的である。

**2) 分娩経過**

(1) 妊娠 39 週 2 日入院時の対応(分娩監視装置を装着し経過観察)は一般的である。

(2) 破水後に胎児心拍数が低下し回復不良の際の対応(酸素投与、内診で顔位を判断し医師へ報告)は一般的である。

(3) 回旋異常と胎児機能不全のため帝王切開を決定したことは一般的である。

(4) 帝王切開決定から 42 分後に児を娩出したことは一般的である。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫)は一般的である。

(2) 新生児仮死のため高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 新生児蘇生法について、日本周産期・新生児医学会が主催する「新生児蘇生法講習会」を受講し、定期的に知識や技能の更新を図ることが望まれる。

【解説】本事例はバッグマスクによる蘇生中の生後 7 分に気管挿管が行われているが、生後 23 分に心拍数 50-60 回/分と低下が認められ、新生児搬送後 B 医療機関で食道挿管と判明している。新生児蘇生法では心拍数の低下がある場合、換気が適切にできているかを確認することが求められている。

(2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

(3) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は新生児蘇生の詳細(酸素投与の有無、アドレナリン注射液の投与量)の記載がなかった。妊産婦や新生児に対して行われた処置は詳細を記載することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

検査機器の時間を正確に合わせることを望まれる。

【解説】本事例では、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると血液ガス分析器の時刻がずれており、臍帯動脈血ガス分析の測定時刻が見娩出より前になっている。血液ガス分析器の時刻合わせ等のメンテナンスを定期的に行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。